

平成 20 年 2 月 6 日（水）

於・農林水産省第 1 特別会議室

農業資材審議会第 7 回種苗分科会速記録

目 次

1. 開 会	1
1. あいさつ	1
1. 配付資料の確認	2
1. 農林水産省告示の一部改正について	3
1. 議 題	
(1) 諮問事項説明	3
(2) 審議	14
(3) その他	29
1. 閉 会	34

開 会

○伊藤種苗課長 それでは、定刻少し前でございますけれども、きょう御出席予定の先生方、皆さんおいででございますので、ただいまから農業資材審議会の種苗分科会を開催させていただきたいと存じます。

私は、種苗課長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、大変雪まじりの足元の悪い中、本分科会に御出席を賜りまして、どうもありがとうございます。

議事に入りますまでの間、私のほうで進行をさせていただきたいと考えてございます。

きょうの議事につきましては、おおむね5時ぐらいまでを予定してございます。

また、本日御出席の先生方でございますけれども、委員の方々の中で、篠原委員、前嶋委員、小竹委員が御欠席でございます。

また、専門委員の方では、佐藤専門委員、増野専門委員、八尋専門委員が、所用にて御欠席ということでございます。

ということで、本分科会につきましては、委員の定数7名のところ、本日4名の委員の先生方に御出席いただいておりますので、農業資材審議会の規則にのっとりまして、本分科会が成立していることを御報告申し上げます。

あいさつ

○伊藤種苗課長 それでは、この会議を始めるに当たりまして、農林水産省を代表いたしまして、官房審議官の佐々木から、一言ごあいさつを申し上げさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○佐々木審議官 生産局担当審議官の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

第7回農業資材審議会種苗分科会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員並びに専門委員の皆様におかれましては、御多用中のところ、またお足元の悪い中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、平素より農政の推進に多大な御理解、御協力をいただいていることに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、農林水産省では、今年の3月になりますが、「農林水産省知的財産戦略」を策定いたしました。この中で、農林水産業の国際競争力の強化、そして収益性の向上を図るために、知的財産を積極的、戦略的に活用していくこととしております。中でも、植物新品種でございますけれども、これは農林水産業を支える貴重な知的財産でございます。高品質な農産物や食品の生産、特色ある産地づくりなど、攻めの農政を推進するために貴重な手段となるものであると考えております。

植物新品種の保護につきましては、昨年、種苗法の改正によりまして、罰則の引き上げ、民事訴訟の円滑化のための特則の整備等を行ったところでございます。また、20年度の品種保護関係の施策の大きな目玉として「東アジア植物品種保護フォーラム」を設置しまして、各国が協力して品種保護制度の整備や運営体制の構築を進めていくこととしております。

農林水産省は、このように品種保護の強化に努めているところでございますけれども、品種登録の審査基準につきまして国際的な調和を図るため、本日は、登録の要件であります区別性を判断する、いわゆる重要な形質の見直しにつきまして本分科会の御審議をお願いするところでございます。

我が国の品種登録の出願・登録件数は、年々増加傾向にございます。この中で国際的な審査協力を進めまして、審査業務の効率化や審査期間の短縮に努めることが重要となっております。また、国際審査協力が進みますと、我が国の栽培試験の結果が外国の審査に活用されて、外国での品種登録が容易になります。そして、近年顕著になっている登録品種の外国への違法持ち出しに対しましても対抗策となり得るものと期待されております。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、私のごあいさつとさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

配付資料の確認

○伊藤種苗課長 それでは、お手元に配付してございます資料の確認をさせていただきます。

配付資料一覧がございますけれども、少し大部にわたっておりますので、なかなかどこが資料の切れ目かというのがわかりにくいこともございます。よって、順次御説明させていただく中で、もし資料の不備あるいは配付漏れ等がございましたらおっしゃっていただければと思いますけれども、資料1が「農林水産省告示の一部改正について」でございます。資料2が諮問書の写し、資料3が「農林水産植物の重要な形質の指定について」、資料4が「重要な形質の見直しについて」です。この資料3と4というのは、かなり大部のものでございます。

そして、資料5といたしまして「種苗法の一部改正について」、また、資料6といたしまして「東アジア植物品種フォーラムの設置について」、また、資料7は種苗管理センターの資料でございます。

最後に、参考資料といたしまして、「種苗法・農業資材審議会関係法令集」というものを配らせていただいております。

また不備等がございましたら、おっしゃっていただければと思います。

農林水産省告示の一部改正について

○伊藤種苗課長 次に、審議にお入りいただく前に、一番上の資料でございますけれども、資料1に基づいて、前回、昨年3月20日になってございますけれども、本分科会で御審議いただきました米及びだいこんの重要な形質の変更につきましては、この資料1のとおり、告示改正をさせていただきますことを、ここに御報告させていただきたいと存じます。

内容につきましては、既に前回、御確認いただいたところでございますので、説明は割愛させていただきます。

議 事

(1) 諮問事項説明

○伊藤種苗課長 それでは、これからの議事進行につきましては、土肥分科会長にお願いしたいというふうに存じます。よろしく申し上げます。

○土肥分科会長 承知いたしました。それでは、議事に入ります。

まず、本日の分科会の議事及び議事録は公開いたしますので、その旨、御了承いただければと存じます。

それでは、農林水産大臣から本審議会に対し、資料2のとおり「農林水産植物の重要な形質の指定について」、諮問がございましたので、その内容につき、まず事務局から説明をちょうだいします。よろしくお願ひします。

○浅沼審査室長 審査室長の浅沼でございます。よろしくお願ひいたします。

諮問につきましては、資料3のクリップでとじている部分が、具体的な重要な形質ということになります。また、その下に、植物ごとに、61になりますけれども、それぞれ重要な形質を使って審査基準を定めた場合の内容をお配りしております。

それでは、パワーポイントを使って御説明いたします。パワーポイントは、お手元に資料4として配布してございます。

それでは、重要な形質の見直しについて御説明いたします。

種苗法は、品種登録制度と指定種苗制度の二本立てになってございます。前半の部分にあります品種登録制度といいますのは、新品種を育成した方に権利を与え、それを守ることを通じて、さらに新しい品種の育成を振興していくものでございます。もう1つ、後半部分が指定種苗制度でございまして、種苗の表示、これは登録された種苗だけではなく、既存の品種も含めまして、指定された種苗につきまして、品種の名称ですとか、発芽率ですとか、使用した農薬ですとか、そういった表示をすることを通じまして流通を適正化していく、この二本立てになっております。

これらによって農林水産業の発展を促し、さらに国民生活の向上を図るということでございます。

ここでは、品種保護制度の部分について概要を御説明いたします。

まず、新しい品種を育成された方が農林水産省に出願をします。それで、我々種苗課で審査をし、登録要件を満たしておればそれを登録し、これによって「育成者権」という権利が与えられます。これは、業として登録品種の「種苗」「収穫物」「加工品」について、その生産、譲渡等を独占的に行うことができる権利であります。

実際に、この権利を活用する場面としましては、利用者に対して許諾をする。そして、これによって許諾料を得るといような形でございます。

それで、無断の利用等に対しては、これは権利侵害ということになりますので、民事的には、そういった侵害行為の差止請求ですとか、損害賠償の請求ですとか、あるいは質の

悪いものの販売等に対しまして信用回復の請求もできます。

また、刑事罰としましては懲役と罰金がありますが、個人は10年以下の懲役及び1000万円以下の罰金ということがございます。また、法人は3億円以下の罰金となります。これは、昨年の種苗法改正により引き上げたところがございます。

保護対象となる植物につきましては、農林水産物の生産のために栽培されるすべての植物を対象としております。種子植物、シダ類、せんたい類、これはコケなどです。また、多細胞の藻類ということで、これはノリ等の海藻が含まれております。また、政令で指定された植物ということで、きのこが32種類、現在指定されております。

そして、この権利の存続期間につきましては25年、果樹等の永年性植物であれば30年ということになります。

審査の手続になりますが、きょう御審議いただきます重要な形質というのは、この審査の中で使われてきます。

まず出願があり、これを我々は受理いたしましたら、書類等が整っているか、名称が適正かという審査をします。これを通りましたものが、出願公表ということで官報に載り、一般に公開されます。これが公開されると同時に仮保護というものが始まります。仮保護とは、大体出願から登録まで、審査に3年ぐらいかかっておりますけれども、この間は、まだ権利は発生しておりませんが、勝手に利用されたことがあった場合には、品種登録がなされ、権利が発生した後に、出願公表されてから登録される間の損害賠償的な許諾料相当額を請求できるということになっております。

その審査の中では、まず品種の特性の審査、これが栽培試験という方法と、現地調査という方法、資料調査という方法、いずれかの方法で審査が行われ、あと名称が適切かというものの審査、それを通ったものが登録というふうになります。

この登録の要件としまして5つあります。

1つ目は区別性、これは既存品種と重要な形質に係る特性の全部または一部によって明確に区別できるということであります。この重要な形質が定められ、これ以外の形質で区別性があったとしても制度的には認められないところであります。具体的には、形状、色、耐病性等が該当いたします。それに対して特性が、丸いですとか、四角ですとか、色であれば赤いとか、白いとか、そういったものが特性として区別できるということになります。

2つ目が均一性であります。これは、同一の世代で重要な形質に係る特性の全部が十分に類似していること。要は、同時にまいた種から同じものができるということであります。

3つ目が安定性ということでございます。これは、増殖を繰り返しても、重要な形質に係る特性の全部が安定しているということでもあります。ですから、増殖を何世代繰り返しても同じものができる。

この3つが、品種として備えておくべき条件でございます。

4つ目が未譲渡性でございます。これは、日本の国内において出願の日から1年以上前に、種苗・収穫物を譲渡していないということでございます。外国での譲渡については4年、あるいは果樹であれば6年という猶予期間が認められております。ですから、最初の譲渡された時点から1年以内に出願しないと、その未譲渡性の要件をクリアできないということでもあります。

それから、5つ目が名称の適切性でございます。これは、既にあるような品種の名称を使うことはできません。また、登録商標と紛らわしいものも使えないということで、これは、商標は独占的に利用されるものでありますし、逆に、品種名称は一般すべての方が使うものということで、商標と品種名称の間では制度的にすみ分けがされております。

それから、重要な形質のつくり方でございます。今、御説明しましたように、区別性、均一性、安定性の審査に用いるものでありますが、これはUPOVの指針——UPOVというのは国際的な品種保護の条約であります。このUPOV条約を踏まえて指針がつくられております。これに沿って、具体的には重要な形質として日本は定めておりますけれども、これを、さらに我々が事務的に審査基準として使うために、もう少し具体化したものを作っております。

このUPOVの特性審査のための一般指針は、形質の要件としまして6つ定めてございます。1つ目が、一定の遺伝子型、またはその組み合わせの結果発現するものであること。2つ目が、ある環境条件のもとで、十分な一貫性と再現性があるもの。それから、3つ目が品種間で区別性を確定できる十分な違いがあるもの。4つ目として、詳細な定義及び認識が可能なもの。5つ目、6つ目が、均一性・安定性の要件を満たすものということでございます。

具体例を挙げますと、これはバーベナの例でございます。重要な形質という形で、上の欄で、バーベナは、今のところその他の一、二年草というような形で区分されておりますが、実際には、ここには稲とか麦ですとか、リンゴとかミカン、いろいろな作物ごとに重要な形質というのはつくってありますけれども、そのほかに、最後ひっくるめるような形で、その他の一、二年草ですとか、その他果樹のような形でくくっている部分がございます。

す。

この重要な形質、草型、草丈、茎の太さといった形で定めてございます。これを我々は審査基準をつくる際に、1つの重要な形質という部分に、それぞれさらに細くなるような形で細部の形質、草型に関しては、草姿、株の広がりという2つの形質を設定し、これを茎の地表に対する角度というような形できちんと定義づけをし、これを審査のときに、中間というのが5、直立とか匍匐という形で階級値を設定しまして、ここで区別性を見るような形になります。

これは、例えば葉の形に関しましては、ここに3つしか出ておりませんが、さらに、もう少し下のほうに幾つかありまして、必ずしも重要な形質というのは、そのまま審査で使われているわけではなく、一度、我々がその重要な形質を受けて、こういう細部の形質を定めた上で審査に使っているということでございます。

今、栽培試験と現地調査と書類審査というやり方があるということをお説明いたしましたが、栽培試験につきましては、独立行政法人の種苗管理センターの赤いところの農場で実際にやっております。岡山にあります西日本農場というところが、今、栽培試験の拠点として整備を進めております。知覧農場については3月で閉鎖することとなっておりますし、金谷農場も2年後に閉鎖することになっています。その分、西日本農場に人員や施設を集約しながら機能を強化していくことにしております。

出願・登録の状況でございます。昭和53年に抜本的に見直した「種苗法」がUPOV条約に即した形でスタートしております。これは順調に、出願数、登録件数とも伸びてきております。それで、平成10年には今の種苗法、新しい条約の91年条約ということになります。それに対応した形で抜本的な法律改正を行っております。それで、何回か細部の改正をしておりますけれども、順調に伸びてきている。18年度は少し落ちましたけれども、また19年度の出願状況を見ますと、多分、1400件を超えるかなというところで、過去3年に比べると、今のところ出願は多い状況になってきております。

また登録のほうも、今、審査期間は平均3年ぐらいかかっておりましたけれども、これを20年度には2.5年にするというので、審査官の定員ですとか、予算とか、いろいろなものを配慮いただきまして、今、審査のスピードアップに努めているところでございます。20年度には2.5年というものを政策目標としております。

これは、権利存続中の品種登録の数の推移でございます。これまで、53年から18年まで累積で1万5000件以上の登録がされておりますけれども、権利が切れたもの、権利の

期間満了で切れたものもあれば、登録料を払わずに途中で切れたものもありますが、18年度末現在で、約7000の品種登録の権利が存続しており、順調に伸びてきております。

それで、登録されているものの中身を作物分野別に見ますと、半分以上が草花類、そして観賞樹——観賞樹、草花で、大体8割近くを占めております。この傾向が、どんどん高まっておりまして、18年度あれば、この2つで82%となるぐらいになってきております。そのほか、食用作物6%、野菜7%、果樹6%といった感じでございます。

それから、出願者の状況でございます。個人の育種家ですとか農家の方等が大体4分の1、種苗会社が半分、そのほか食品会社、例えばトマトジュースの会社が加工用のトマトを自分のところで育成するといったものでございます。それから、都道府県、国等から出願されております。

ここが、今回、重要な形質の改正をする背景にもなるところでございますが、外国からの出願が赤いグラフになります。青いところがトータルでございますけれども、外国で育成した品種の出願も伸びておりまして、大体今、18年であれば37%が外国で育成された品種ということになります。

この外国で育成されているということで、多い国というのは、オランダ、ドイツ、アメリカ等でございます。18年度、17年度の状況を見ますと、オランダがダントツに多い、次にドイツ、3、4、5位あたりは入れかわりながら、こういった国から出願されております。

UPOV条約につきまして、簡単に御説明したいと思います。

これは、植物の新品種保護のための国際的な枠組みを定め、この共通の枠組みに沿って各国が国内制度を整備して、各国で審査・登録をしていくということでありまして。現在の条約は91年条約というのが最新の条約であります。この91年条約に入りますと、10年以内にすべての植物を保護対象とする義務がございます。それで現在、EUも含めて65カ国が加盟しておりますが、この赤いところが加盟国になります。アジアからアフリカにかけて、途上国のところでは、まだ入っていないというような状況であります。

このUPOV条約のもとで、各国の代表が理事となり、理事会があります。その下に管理法律委員会、技術委員会とあり、この技術委員会のもとに6つの作業部会があり、農作物、果樹、観賞植物・林木、野菜、こういった作業部会の中で各国の審査官等がテストガイドライン、先ほど説明しました審査基準といったのを作成しております。このテストガイドラインに沿って、各国が基本的には審査等を行っていくというような形でございます。

UPOV同盟国全体で見ますと、黄色が出願で、青が登録数になりますけれども、出願数は、今毎年1万2000件ほどになっております。登録のほうも1万件ぐらいになります。それで、権利が存続しているものがトータルで7万件。これは、複数の国に出願しているものもありまして、それぞれ1つと数えられますので、品種数からすると、もう少し少なくなると思いますが、順調に登録品種数もふえているというような状況でございます。

出願の多い国を見ますと、EU27カ国トータル——EUには、EU委員会としての制度と、あとは各国それぞれが持っている登録制度があります。それで、EUの欧州委員会の登録をとりますと、EU全域に共通の権利となるということで、個別の国に出願する場合よりも、少し割高にはなりますが、2つ、3つの国で登録をとるよりは安くあがります。それで、そのEUがダントツの2700件ほど、2位、3位がアメリカ・日本で1400、1300と並んでいるような形です。4番目が中国ということでございますが、中国は、最近どんどん急激に伸びてきて順位を上げております。2007年は、ひょっとしたら1000件を超えるかもしれません。それからロシアなり、韓国も今400件ぐらいということで8位になっております。

アジアの主要国の植物新品種保護の状況でございます。

日本は1982年に、1つ前の78年条約を締結しております。さらに、98年に91年条約を締結。これは98年に発効しておりますので、91年条約が発効すると同時に新しい条約を締結しております。そういうことで、今、全植物を保護しております。

それから、アジアでは、日本のほかに中国、韓国、シンガポール、ベトナムがUPOV条約を締結しております。

中国は、1つ古い78年条約にぎりぎり駆け込むような形で加盟しておりますが、99年に78年条約締結ということで、78年条約の場合には、保護対象植物をすべて保護しなくても、最低24というようなことが義務づけられております。ですから、今のところ、中国は139属種ということで、日本が関心のある小豆ですとかイグサは、まだ保護対象になっておりません。

また、韓国は2002年に91年条約に加盟しております。ですから、10年間かけて全植物を保護対象にするということで、今現在、189属種保護されております。しかし、まだイチゴとかミカン等は保護対象になっておりません。

また、韓国は10年かけてということではなく、それを前倒しにして、2009年には、すべて保護対象にしたいということを表明しております。

それから、シンガポール、ベトナムにつきましては、まだ加盟して浅いということでもありますが、加盟の時点で 15 種類の植物を保護するところからスタートするということになっておりますので、その最低ラインの 15 属種が保護対象になっているということで、まだ増えておりません。

それから、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイでも品種保護制度をそれぞれ持っております。インドネシア、マレーシアはUPOV条約に入るということで、その準備を進めておりました、制度を条約に合うように修正をしようとしているところであります。

またフィリピン、タイは、まだUPOV条約に入る意思はないようでございますが、独自の品種保護制度は持っております。

次に国際的な審査協力の推進でございます。

このように、世界各国に出願がされるようになってきているという中で、実際に審査を担当している当局のほうも、審査・登録事務を合理化し、審査期間も短縮化していきたいということで、審査協力を各国と進めるようになってきております。これは、先願国の栽培試験の結果を後願国が利用できるようにするというもので、例えばEUのほうに登録されたものについては、日本に出願されたときにはEUの栽培試験の結果を我々が入手して審査をする。書類審査のような形で、栽培試験はしないというものでございます。

ただ、これをするためには、審査基準なり栽培試験方法が、お互いに調和がとれていないとこの利用ができないということで、EUとの間では、18年11月に審査協力について合意をしております。その対象植物としましては、切り花のバラ、ペチュニア、カリブラコア、キク、キクはスプレーギクであります。あとバーベナについて具体的に進めております。また今後、カーネーション、カランコエ等、出願の状況を見ながら、両国で出願の多いものを順次拡大していこうとしております。

実績としまして、19年度は1月末まででございますが、既に27件の審査報告書をEUから入手しております。また、このほかにも追加を検討しております。

それから、ベトナムにつきましては今年の10月に合意しております。キク、バラということで今は考えておりますけれども、実際には、まずはベトナムの人材育成ですとか、審査基準の作成ですとか、そういうものについて協力をしていくということ。ですから、ベトナムで出願があったものを日本が審査報告書を使うということよりは、まず日本の報告書を使って、ベトナムでどんどん登録を進めてほしいということと、人材育成等を進め

ていくということでもあります。

それから、韓国につきましても、今年の 11 月に実質的に合意しております。対象植物がキク、バラということで、既に審査基準はそろえてございます。そして、審査官の技術的な交流も進んでおりますので、目合わせも済んでおります。これから 20 年度中に、実際に審査報告書の相互利用を開始する予定であります。

ただ、韓国の出願の状況を見ますと、韓国から日本へというのは、まだ数件しかないような状況であり、逆に日本から韓国へ出願しているものは非常に多い。特に、キク等で多い状況であります。

そして、我が国の審査基準の問題点でございます。我が国は、1982 年に U P O V 条約、これは 16 番目に加盟しております。その U P O V 条約の考え方に即しながら審査基準をつくってきましたけれども、概して細かく定めているような傾向がございます。実際に、U P O V でガイドラインがつくられているものに比べて、非常に審査形質が多いという状況であります。

こういった審査基準、審査方法が国際標準と調和していない部分があるということで、各国との審査協力、審査報告書の相互利用が困難になっているということ。

それから、独自の審査基準、出願様式ということになっておりますので、海外の出願者が日本に出願する際に、最初に出願書をつくっても、また日本向けに、似たようなものであっても別のものをつくらなければいけない。逆に、日本から海外へ出願するときにも二度手間になっているような状況であります。

また、アジアの中でも日本が国際標準と違うやり方をしていると、リーダーシップがとれないということと、アジア地域の中を引っ張っていくことができないので、アジアの品種保護制度の発展にも支障が出るということでもあります。

今後の改善方向といたしまして、まずは U P O V の標準とそろえていくということでもあります。

まず、審査基準、審査方法を U P O V のテストガイドラインに調和させる。2 つ目としましては、品種名称等の英語表記を可能にする。今までは、日本語あるいはローマ字ということでしたので、ホワイトというのは、英語で **white** ではなくローマ字で **howaito** と書いていました。国際的にはうまくそろわないところもありましたので、英語表記等も可能にしたり、出願書についても、極力様式は U P O V の標準とそろえていく。ただ、法律制度の関係で、必ずしもぴったり一致はできませんけれども、極力そろえるということ。そ

れから、植物の名前も、今までは和名なり学名を片仮名にして使っていましたけれども、今後は学名を主として用いて、和名は従というような形で——和名も使わないと混乱しますので、一応、主は学名、和名が従というような形ではっきり書いていくということになります。

それから、我が国の審査基準というのは非常に多くありまして、UPOVの標準にないものについては我が国から積極的に提案していくということ。

それから、東アジア地域におけるリーダーシップの発揮ということで、昨年11月にASEAN+3の農業大臣会合の場で、「東アジア植物品種保護フォーラム」の設置について提案し、賛同を得ております。そのフォーラムの1回目が、ことしの7月に開催予定であります。この会合を1回やるだけではなく、このもとでいろいろな活動をしていくということで、人材育成ですとか、制度の整備ですとか、運営の効率化等の活動の取り組みを行っていくということでございます。

重要な形質の見直しの考え方でございます。

審査基準の国際調和を進めるということで、原則として、UPOVのテストガイドラインに準拠して見直すということであります。今、UPOVのテストガイドラインというのは233種類の植物につくられております。日本の場合には514種類が既にあります。これは、新しい植物の出願があれば、その際にガイドライン、審査基準をつくっております。ですから、日本に出願が、昨年3月の段階で514種類、ことしも入れますと530ぐらいになっておりますが、日本は日本として審査基準をつくっております。また、UPOVに各国審査官が集まってつく審査基準が233種類ありますが、この重複している部分が162種類あります。それで、我が国に出願実績がない植物というものも71種類、既にテストガイドラインがつくられております。

今回、重要な形質の見直しを行っております61種類、これは海外との国際協力、審査協力を進めたりするような優先度の高いところから始めております。そして、さらに残りの部分につきましても、次回の審議会に諮っていきたいと考えております。

さらに、UPOVのテストガイドラインがまだできていないものについても見直しを行っていくということで、これにつきましては、UPOVの一般指針に沿って見直しをするということと、UPOVの技術作業部会に審査基準を積極的に提案し、UPOVが採択されるように努力していくということでございます。

重要な形質につきまして、もう少し具体的に御説明したいと思います。

重要な形質という部分につきましては、これもバーベナの葉っぱの形質部分を例にしてございますが、葉形というのは重要な形質ということで、これは大臣の告示で定めております。葉形、葉の大きさ、葉色、こういった形で重要な形質を定めておりますが、実際の審査基準となりますものは局長決裁で、この葉形をさらに細かくしたものが定められております。それぞれ1対1の対応だけではなく、1対4とか、そういった形で細かくなってきております。

さらに別途、UPOVではテストガイドラインがバーベナにつくられております。このバーベナの葉のところを見ましても、必ずしもぴったり一致しているわけではなく、見方が少しずつ違っております。ここのところをきちんとそろえる。まずは、このUPOVの形にそろえるということと、そろえたものを重要な形質として、2段階で定めるのではなく、1回で重要な形質として定めていくというような形に整理していきたいということでございます。

また、この重要な形質についてどういう部分を測るとか、そういったものは、実際には審査基準とする際に局長決裁で定めていくということでございます。

これが、バーベナの新しい審査基準の一部の抜粋になりますけれども、実際に形質として草姿、これは英語も並べております。これは、各国との調整ができるようにきちっと並べた形で定めます。それで、この草姿というところは、茎の伸び方と株全体の草型という形で、これを階級値でもって1、2、3というような形で、実際に状態が直立、斜上、匍匐というような形で定めております。

それで、標準品種といいますのが、実際に直立という場合にはどういったものが標準なのかということを入れてあります。

こういった形で、UPOVの形質を我々の審査基準に持ってくる。その審査基準の部分を重要な形質として定めるということでございます。

それで記号、ここにPQとかありますけれども、下に注書きを入れておきました。お配りしている資料に「PQ：疑似の量的形質」とありますが、これは「疑似の質的形質」の間違いでございます。済みません、訂正をお願いいたします。

この疑似の質的形質といいますのは、例えば色が赤とか青とか質的な形質でありますけれども、実際には連続してあるということで、疑似の質的形質と呼んでおります。そういったもので、それぞれの形質の解釈が書いてあります。

この表を進んでいきますと、UPOVの形質番号が入っていないものがあります。花ら

いの色、花型ですが、これはEUとの審査協力を進める上で、EUとの調整の上、実際に日本で一重と八重といった出願もあるということで、UPOVのガイドラインにはないのですが、EUとの間では、これも形質として入れましょうということで合意されたものです。UPOVの番号が抜けているのは、そういう意味でございます。

トータルとして、今回、バーベナは34になります。UPOVの形質の32プラスEUとの調整で加えた2という形です。現行は53ありましたが、これを34に少なくしております。ほかの植物も、かなり細部にわたって細かく定めていたものを、形質の数を整理しております。

以上、こういった形で、それぞれ今回、61の植物について見直しをしております。

膨大な資料になりますけれども、今回のものは、基本的にはUPOVに沿うという考え方で進んでおります。いずれ、UPOVのガイドラインにないものにつきましては、また日本の中でそれぞれきちっとした再整理が必要かと思っておりますが、今回のものは、UPOVに沿ったような形で進めております。

以上でございます。

○土肥分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がございましたけれども、まず、御質問等がございましたらお願いをいたします。

どうぞ、御質問等、御遠慮なく。

御質問はよろしゅうございますか。

(2) 審 議

○土肥分科会長 それでは、また後ほど御質問もあろうかと思っておりますので、御意見を伺いながら進めていきましようか。

ただいま説明いただきましたように、今回の重要な形質の見直しというのは、基本的にすべての部分にまたがるわけでございますので、皆様の御専門分野を超えるところも当然出てくるわけでございます。したがって、まず各委員の御専門分野に関して御意見、コメントをちょうだいしつつ、それを伺った後、また御質問があればお願いをするということにいたしましょう。

それでは、まず食用作物について、桃木委員、山岸専門委員が御専門と存じますけれど

も、コメントをちょうだいできますでしょうか。

それでは、桃木委員いかがですか。御意見、コメントはございますか。

○桃木委員 私、1つずつ見たのですけれども、ないところはわからなくて聞いたんですね。これはなくなったものですかと聞いたら、そういう細かいところは、今までにずっと調べられていて、作物の場合はちゃんとなっているからいいとおっしゃったので、私は「そうですか」と言って承認しました。

全部見比べてやったのですけれども、抜けているのはここなんだなという意識しかなかったものですから、作物に対して——私は、別に作物専門ではございませんで、遺伝子なんですけど。

○土肥分科会長 遺伝子の観点から、もしコメントがあればと思ったものですから。

またコメントをちょうだいすることも可能でございます。

山岸専門委員、いかがでございましょうか。

○山岸専門委員 私も一通り、作物関係の目は通したのですけれども、特に今、申し上げることはございません。

○土肥分科会長 それでは、工芸作物というグループがあるのだらうと思いますけれども、畠山専門委員、いかがでございましょうか。

○畠山専門委員 私は薬用植物をいじっております、薬用植物を規定する法律で「日本薬局方」という法律があるんですね。非常に大きな法律です。これも、薬の名前を全部植物名で規定しているんです。そうすると、こういうUPOVで植物名を学名に入れる場合に、いろいろな法律に載っているいろいろな学名との整合性も考える必要があるのではないかなと思っているんですけど。

それから、同じ植物の名前でも、国内でも、随分人によって学名が違う場合があるので、この種苗法では、だれの植物名を用いるのかも、ちょっと教えてもらえたらと思います。

○土肥分科会長 おっしゃるように、種苗法におきまして、個々の植物の名称、学名といったものも、当然重要になるわけでございますが、今回においては、特定の植物の重要な形質という観点からの御意見になるのだらうと思うんですけれども、その部分について御意見は。

○畠山専門委員 特にありません。

○石川課長補佐 今回、学名に変えるということで、国内でも、1つの種類に対して幾つかの学名があるということがありまして、UPOV（国際同盟）では、ISTAという国

際種子検査協会のやり方を採用して、UPOV事務局がすべてコード番号をつけて、標準的な学名はこれを採用します。それで、その種類のシノニムはこれですという表を全部公開しております、今回、それにあわせました。

それで、従来使っている学名とオーサーネームとは若干変わっているんですが、国際的に、同盟国の中では、それが1番わかりやすいということで、それを採用することにしました。

○土肥分科会長 よろしゅうございますか。

また、後で重要な形質について御意見をいただければと存じますが、野菜ですけれども、野菜につきまして、北委員、いかがでございましょうか。

○北専門委員 ほとんどの作物につきましては、非常に的確になったと思います。

ただ、レタスですが、最近、根ぐされ病という病気が長野のあたりで出ていまして、それに対する抵抗性品種も育成されつつありますので、病害抵抗性に関しては、もうちょっとチェックしたほうがいいかなという気がいたしました。

○土肥分科会長 今の点、いかがですか。つまり、レタスの病害抵抗性について、重要な形質として——これは、見ていないということですか。

○石川課長補佐 病害抵抗性について、実はレタスは、EUではフランスが中心に試験がされていまして、相当数の病害抵抗性を見ております。

ただ、日本に発生していないものがありますので、それについては、今回載せていないのですが、そういう部分について追加するという、国内ではこれをやりますということは可能ですので、それは今後、必要なものを追加していくという形になると思います。

○浅沼審査室長 病虫害に関しては、UPOVでつくっても世界ですべて共通のものになりませんので、それぞれの国によって重要性が違います。ですから、その部分は、日本の病虫害の発生状況に沿って、また、実際にそういうものが育成されてくれば、そういったものを形質として追加していくというような形で進めたいと思っております。

○土肥分科会長 今の御指摘はレタスですけれども、ほかの品目を含め広く一般的にそういうことになるわけですね。

○浅沼審査室長 そうです。

○土肥分科会長 ありがとうございます。

それでは、果樹についてはいかがでございましょうか。小池委員。

○小池委員 私は、果樹を拝見いたしましたけれども、先ほどのパワーポイントの資料の

24 ページのところに、いわゆるUPOVの重要形質プラスヨーロッパのEUの項目を2つ加えてございましたが、いわゆるヨーロッパの品種庁といいたいまいしょうか、CPVOの基準に対しては、今回の改正というのは、ほとんど整合しているのでしょうか。その辺、ちょっとお聞きしたいのですが、お願いします。

○石川課長補佐 CPVOと100%合わせております。UPOVはガイドラインですが、CPVOはテクニカル・プロトコールという基準そのものなので、審査協力の条件として100%合わせなければいけない。それで、先ほど2つ追加したのも、当方から専門家が3名ほど行きまして、EUの専門家と一緒にオランダで栽培試験をやっている現地で調査した結果、この基準で読めない新しい形質が2つありますという提案を日本のほうからしまして、EUの専門家会議で承認されて追加になったということです。

○小池委員 一番、EUが、ターゲットが大きいと思いますので、そこを整合するよう調整したということですね。

○土肥分科会長 ありがとうございます。

谷本専門委員、いかがでございましょうか。

○谷本専門委員 特にございませぬ。

○土肥分科会長 それでは、飼料作物という観点からですけれども、近藤委員、いかがでございましょうか。

○近藤専門委員 牧草、飼料作物の分野で、一応、従来の審査基準と比較して見てみたんです。そうしたら、UPOVのガイドラインに調和するというので、そのものについては結構だと思うのですが、どちらかという、形態的な形質については、かなり細かく記載されているんですけれども、我々が育種する際に目標とする農業上の重要な形質というところ、そういった形質に関しては、少し抜けているということがあります。

区別性を重視してということで、それはよろしいのかもしれないんですけれども、我々が実際に育種する場面では、どちらかという、例えば耐寒性ですとか、耐倒伏性といった形質を改良する目標としてやっていることが多いものですから、必ずしも、形態的なところでの区別性が出てこないのではないかな。今回、記載されているものしか審査対象にしないということになると、ちょっとその辺でずれが出てこないかなという心配をしています。

例えば、アルファルファでしたら耐倒伏性ですとか耐寒性というような形質ですとか、作物によっても違うんですけれども、例えば耐病性について、記載されているものもある

んですが、日本で重要だというふうには考えられている病気が、必ずしも載っていない。例えばアルファルファですと、バーティシリウム病とかは出てはいますが、そばかす病ですとか雪ぐされ病、それから、燕麦に関していえば、冠銹病とかはがれ病といった病気が記載されていないというようなことがありましたので、その辺は、実際に審査をされる際には、そういった点も加えて審査していただけるということであればいいのかもしれないんですけど、日本で審査する場合。そういった形質については、できれば加えていただきたいというのが希望です。

○石川課長補佐 UPOVの6つの要件というものが、先ほど室長のほうから説明いただきましたが、その中で詳細な定義ができるものというのがありました。それは具体的に言うと、標準的、一般的な試験をやるところで、標準的な方法で審査ができるという要件がついていて、なかなか有用性の場合、つくり方とか環境条件の影響が非常に大きいので、UPOVとしては採用されづらいんですが、病害抵抗性等、標準的な試験方法をつけて提案すれば、比較的簡単に追加は可能です。

ですから、遺伝形質でなかなか判定が難しいというのは、必ず標準的に、例えば一般的な審査当局レベルで、種苗管理センターでだれがやっても、ある程度ぶれない結果が得られますという試験方法をセットで提案するということが必要になってきます。

○土肥分科会長 つまり、今のお答えとしては今後の問題になるわけですか、その点は。

○石川課長補佐 今は、載っていない基準は使えないということです。

○土肥分科会長 そういう状況だそうですね……。

○石川課長補佐 毎年追加はできますので、緊急であれば来年に向けて、標準的な試験方法を種苗管理センターでも検討するなり、関係の研究機関の御協力もいただくということでございます。

○浅沼審査室長 昨年も、稲の化学物質耐性とか、そういうものも追加しておりますので、要は、ああいう検定方法なり、そういう特性がきちんと遺伝的なものとして、我々が審査に使えるようなものとしての形質であるということを含めて、来年も、もしそういうものが必要になってくれば、それを追加あるいは検討していきます。

○土肥分科会長 まさに、そういうような点について、育成者の方はエネルギーを注入されるのでしょから、そこをちゃんと見てほしいということだろうと思います。

ほかの作物のコメントをちょうだいしたいと思っておりますので、今度は花卉類ですけども、神田委員、いかがでしょうか。

○神田専門委員 今回、花卉の種類がたくさんあったので、全部はチェックできない部分もありました。全般的に花の特性調査というのは調査項目が大変多くて、出願のとき苦労するんですけども、そういう点では項目が減って、非常に改善されたという印象を持ちました。

しかしながら、今、花の分野では、花の色と耐病性といったものを中心に育種が進んでいるところがあるんですけども、例えばカラー、オランダかいうの場合、疫病という病気の抵抗性等の項目がないというところが気になったところです。

また、アンスリウムという花がありまして、花の色についての調査形質が仏炎苞の表面の主な色ということだけだったんですけども、ミッキーマウスとかお化けとか複色のももありますし、また色のつく場所によっても非常に珍重されたりする部分があるので、非常に難しい項目ですが、——なくても問題ないという育成者もいるかもしれませんが、ちょっと私の場合は、それが気になったところがあります。

もう1つ、花の育種で重要なのが、開花時期というものがあります。バラについても、4季咲きとか1季咲きとか、夏の暑さに強くて、花が1年じゅう咲くような品種もありますし、そういう開花時期については、重要な形質として入っていないのかなという印象を受けましたが、今、御回答の中で、今後、重要と思われる形質は追加の可能性があるということであれば、そういうことで要望していけばいいのかなというふうに考えました。

花き以外に気づいたことですけども、千葉県はショウガの生産がされていますが、ショウガの場合、葉ショウガで出荷したり、根ショウガで出荷したり、いろいろな出荷形態がありますので、そういった日本独特の出荷形態については、そういう項目はないのかなというようなことで、その辺が、ちょっと気になった点でございます。

以上です。

○土肥分科会長 ありがとうございます。一部については、近藤委員と同じようなことの御指摘があったんですけども、開花時期等についていかがですか。

○石川課長補佐 複色ものとか模様のある方ですが、従来、日本では全部パターン化して、それを選んで、考えられる模様を全部特性値で入れていたのですが、CPVOとか、ほかの同盟国はちょっと違っていて、それは具体的に記述をするという方法をとっていますので、複色とかで、どこにどういう模様がありますということを具体的に書ける。日本もそれは備考欄で、調査方法を従来と若干変えてあわせるということ、かなりカバーできると思います。

開花時期については、多分、これも病害抵抗性と同じで、場所による違いがあるので、各国別に、やはり必要なものは追加していくという作業が必要なのではないか。

葉ショウガ、根ショウガの対応については審査官から説明します。

○湯浅審査官 ショウガについてはUPOVで審査基準が決められているのですが、これは日本が提案してつくったものです。

それで、今、神田先生のほうから、根ショウガ、葉ショウガというようなお話ですけれども、一応、利用形態は、あくまでも応用編でありまして、いわゆる基本的形質をとらえて、それで品種を押さえまして、その形質の中には、利用形態を考え得るというんですか、例えば葉ショウガで言えば、軸のもとのアントシアニンの発生ですね。赤味がよく出るのはいいいいというような、市場というか生産者の評価があるかと思うのですが、そういう形質は必ず入れております。しかし、逆に葉ショウガ、根ショウガ、同じ品種を2回登録してしまう危険性がありますので、そういう危険性を避ける意味で、ショウガそのもの、本質の形質で審査をさせていただくというのが実態でございます。

○土肥分科会長 神田委員、よろしゅうございますか。

○神田専門委員 はい。

○土肥分科会長 それでは、宮崎委員、いかがでございましょうか。

○宮崎専門委員 私どもも、日本及び海外に同時に出願する等いろいろやっております、今回の項目の選定におきましては、非常に数が減りまして簡素化されたというふうに感じております。

その辺は、非常に感謝しておるところですけれども、今までの各委員のコメントにもありましたように、やはり幾つかの項目でちょっと、実際に育種が進展していく中で漏れている部分があるんじゃないかなという部分がありますので、その辺に関して、今、石川課長補佐が、後で追加させていくという話だったんですけれども、実際にこちらの中を見ると、特定の条件下で出る項目に関しては追加できるということですが、そうじゃない新形質ということに関しましては、どのような形でその場で救っていただけるというか、手続的に、簡単に新形質の追加をしていただけるのかというのが一つ——審議会を経てということになりますと、また1年、2年と先延ばしになっちゃいますので、実際の育種の現場は、どんどん毎年、毎年変わっていくものですから、その辺の手続上のサポートというか、道を示していただければなというのを感じました。

○石川課長補佐 やはり、審議会は必ず通すことになっています。それで、手順としては、

こういう品種ができます、こういう形質を追加したいというようなことを種苗課のほうに言っていただきまして、具体的にその品種があつて、その形質が遺伝的、6つの要件を満たしているということであれば、UPOVの毎年行われる技術作業部会に提案するというのが一番早い。それで、ほかの国の専門家の御意見もいただいて、比較的簡単に追加できます、過去の経験では。

○宮崎専門委員 出願時の書類上に載せるのか、また別途ルートでということでしょうか。

○石川課長補佐 出願していただいてからでも、出願の前でも、いつでも御提案いただければ。

出願から登録まで、今は3年ぐらい、今後も2.5年ぐらいはかかりますので、審議会は、毎年必ず1回、あるいは場合によっては2回開催できますので、登録の期間内にはできると思います。

○宮崎専門委員 そのような内容というのは、どこかの条文か何かに書かれていることではないんですか。

○石川課長補佐 特に花の場合は国際的に流通するものが多いですので、審査協力をする上からは、両方の国に必ず、関係国に追加するというのをやっておかないと、日本だけで登録できたけれども、EUでは拒絶されてしまうというようなことが起こります。通常のルーティンの国際基準の作成というのはUPOVの技術作業部会で行われています。それは、文書には別に書かれていないのですが。

○土肥分科会長 よろしゅうございますか。

○宮崎専門委員 はい。

○土肥分科会長 それでは、林木ですが、宮田委員、いかがでございましょうか。

○宮田専門委員 私の方では林木を扱っているのですが、今回、山に植えるという樹種が、ほとんど該当ないということで、ほかの作物、植物はよくわかりませんが特に意見はございません。

今回、このような形で整理されていくということは、林木は、出願数が少ないのですが、出願が非常にやりやすくなると思いますか、大変良いことだというふうに思っております。

以上です。

○土肥分科会長 ありがとうございます。

それでは、水産関係について、鬼頭委員、いかがでございましょうか。

○鬼頭専門委員 水産の場合、ほとんどノリが主になるのですけれども、最近、モズクが

出願されたという話を聞いてびっくりしているのですが。いずれにしても水産植物というのは、形態的に非常に特徴の少ないものが多く、それを何らかの重要形質で分けるということは、非常に困難なんですね。ですから、ノリなどでも重要形質がそんなにたくさんあるわけではなくて、わずかな形質を徹底的に、集中して調べて、やっというろいろなデータをとっていただくというようなやり方になるわけです。ですから、こういう重要な形質が世界的なレベルで、外国との共通認識にたつて、どのような形で整理されるか、ちょっと僕も想像がつかないのですけれども、いずれにしても、非常に難しいことではないかなと思います。

ただ、遺伝子とのつながりで、何か形質が明らかにならないかということ。今、中央水研が、ノリは結構、中国・韓国で養殖が盛んでして、原産地表示の関連から、遺伝子レベルで識別する方法がないかということについて一生懸命研究されています。そのような結果がうまく使えれば、品種識別も楽になるかもしれません。いずれにしても、ほかの植物、作物とは、ちょっとレベルが違うということで、非常にこういう整理も難しいのではないかと考えています。

○土肥分科会長　今回はノリとモズクが入っているのですか。

○浅沼審査室長　今回の 61 の見直しの中には、まだ水産の関係は入っていませんし、UPOVでも水産はないですね。

○石川課長補佐　日本だけです。

○浅沼審査室長　日本独自のもの、ノリまたはモズクが進んでいると思います。

あと、これらについてもUPOVの中で——韓国とか中国とも協力しながら、また外国とのいろいろな審査協力を進めるに当たっても、いろいろ調整はしていきたいと思います。

○鬼頭専門委員　日本の種が中国と韓国に渡っているのですね。それで現在、それを日本でも使っている事情があるものですから、向こうで先に種苗登録されたりすると、複雑な問題が出てくるのかもしれないですね。

○浅沼審査室長　特に韓国なんかはノリの文化がありますので、韓国も多分、日本と同じような基準をつくっていくことになると思いますが、そこでまた調整しながら、お互いに使えるような基準にしていければと思います。

○土肥分科会長　そうすると、それはまた別、UPOVではない外でということになりますか。

○石川課長補佐　UPOVの中でやります。

日本で育成者になっていらっしゃる先生が韓国にお帰りになって、韓国のノリの審査の体制整備を始められるということで、今年度から、後ほど説明があると思いますが、アジアのフォーラムの中で、そういうノリについての日中間の審査、共通の審査基準とか、そういうものの検討を始めていきたいということです。まだ案の段階ですが、韓国から申し入れが来ています。

○土肥分科会長 そのようでございます。

それでは、今度は育成者のお立場から御意見をいただければと思うのですが、野原委員、いかがでございましょうか。今回の見直しについて、

○野原委員 大変よく整理されて、わかりやすくなったなというふうに思います。

私も、どちらかというと細かいほうに目が行きがちなんですが、とりあえず全般的な共通のところ、2つほど、私の知識不足かもしれませんが、提出用の資料の種とか苗が千粒とか、グラムであったり、個数であったりするわけです。それと、実際に試験される数ですね。この辺が、できるだけ少ないほうが、我々はいいなと思いますけれども、物によっては大変御苦労されているなという文言がわかるんです。例えばニンニクなんかは、非常に変と申しますか、構成するものが非常に多いものもありますし、1球で1つしか芽が出ないものもありますけれども、多いものは、本当に1個が10になったり、12になったりするわけですね。そうすると、その中で栽培されるのが40以上とか、50、60というふうにすると、ちょっとその辺が多いのかなと思いますから、全部が同じ数量じゃなくて、その辺、うまい表現ができて、余り負担にならないようなものというのが、一つ一つ、ある程度決めるものができないのかなというふうな気もちょうとするんですが。

それからもう1つは、判定基準が、多少単純に割ったりして、10%まではいいですよとか、3.3%ぐらいの異株まではいいとか、その辺の基準というのは、どの辺から出ているのかなと。

とりあえず、大きい意見としては、その2点があります。

○浅沼審査室長 栽培試験に必要な種子の数については、それぞれの作物ごとの審査基準の中に数も書くようにします。一律、種であれば千粒というような形で出していただいておりますけれども、今後、実際に栽培試験や発芽率検査等にどれぐらい使うかを整理しながら見直しを加えていきたいと思っております。

それともう1つ、今は別途、いずれ育成者権の侵害とか、そういったことが起こったと

きに、オリジナルとしてのものをどこかが持っているということにも意味があるのではないかと、まだ法律の外になるかもしれませんが、今、ちょっといろいろ考えておまして、そういったことも含めて、提出していただく数はどれぐらいが適正なのかというのは、別途、また検討を進めていきたいと思っております。

○土肥分科会長 オリジナルのというのは、育成時にとったオリジナルですか。

○浅沼審査室長 そうです。

○土肥分科会長 それをどこかの機関が寄託を受けて保管すると。

○浅沼審査室長 今は、千粒提出していただいたうち、試験に使ったりして残ったものについて保管はしておりますが、それをもう少し、しっかりした仕組みにできないかなと。種だけなので、ほかの栄養繁殖の植物等も含めて、いろいろ検討していくことがあるかなと思っております。

○土肥分科会長 必要ですね。

○浅沼審査室長 あと、異株の点は。

○石川課長補佐 判定基準については、日本でもホームページに掲載しておりますが、審査要領という中に、区別性、均一性及び安定性の判定のための一般指針というものを出しております。それで、量的形質については十分な、1階級値の幅以上の違いがあること、UPOVでは2階級値としていますが。

それと、質的形質については、1階級違えば区別性を見ましようとか、疑似の質的形質の場合は、ちょっと判定が複雑なんですけど、基本的には1階級値の幅以上、量的形質と同じような判定の仕方を定めております。

あと均一性についても、栄養繁殖植物とかF1、親の均一性の高いF1の場合には、UPOVは統計的に標記しているのですが、植物単位の個体数では、35個体までは1の異型。ただし、他色植物とか、F1でも親がそろっていないようなものについては、かなり緩い基準まで、すなわち一般的に流通している既存品種と同程度の均一性が見られれば、均一性ありというような、相対的な均一性を繁殖の仕方によっていろいろと変えております。

そのもとがUPOVのほうでも、UPOVが文書を出しておまして、区別性、均一性、安定性の審査のための一般指針というものを提出しております。日本は、それに従っております。

○野原委員 一応、念のためといいますか、こちらで登録がとれた。それが出て、今度は種苗法の片一方のほうで、種子として流通するということと表示の義務が出てきますね。そん

な中に、やはり異株の問題とかがあるわけで、その辺の整合性というのはどういうふうになるのかなと思って。

○石川課長補佐 種苗法上、育成者が維持・管理をする、その種子を異型を抜き取って特性を維持する。それで、種苗法 40 条で特性が変わった場合は大臣が調べるということで、情報提供等がありました場合は、栽培試験をしまして、当初の特性と大きく変わっているような場合には、その時点で品種登録の取り消しというような手続規定が整備されております。

○浅沼審査室長 指定種苗の流通のときに、発芽率がこうとか、いろいろ品質の部分が基準になるということですね。

○野原委員 異株というのは、何かありますね。今後、問題になるのだろうと思うんですが、要するに、許容のところ。

また後で結構です。

○浅沼審査室長 品種としての審査の部分と、必ずしも流通上、必要な品質とは別のものになりますので。

○野原委員 わかりました。

○土肥分科会長 重要な形質の見直し、UPOVにそろえて。その点についてはよろしゅうございますね。

○野原委員 はい。

それから、ちょっと細かい点で、私たちの立場というのと、どうしても消費者に喜んでもらうということなものですから、どっちかというのと、官能的なところをもうちょっと入れてもらったらいいのかなど。例えばショウガなんかは、辛いとか、筋っぽいとか、実際の場面では、非常に大きなものがあるんですね。非常に筋っぽい、あるいはまた、辛味が強いとか、少し弱い。あと、ついでで言えば、オクラで、毛じとといいますか、白い毛が、あまり舌触りによくないとか、ああいうものも少し改良しなくちゃという課題は、多少あるんですけど。

あまり試験をするのに繁雑でも困るんですけども、その辺、今後の問題として、消費者に喜んでいただいて普及性を高めるということも大事な観点かなと思いますので、参考までに。

○土肥分科会長 先ほども、そういう育種の立場からの市場性との関係での御意見がございましたので、承りたいと存じます。

あと西田委員、同じように、育成者のお立場から御意見がございましたらお願いできますか。

○西田専門委員 標準品種が書いてあるものとなないものがありますね。できたら、ある程度大まかにわかれば、比較の対照としてやりやすいのかなど。それだけです。

○土肥分科会長 一応書いてありますね、標準品種として。

○西田専門委員 書いてあるけれども、載っていないものもあります。

○土肥分科会長 そういうところもありますか。

○石川課長補佐 今回、重要な形質と審査基準の改定ということで、まだ、実は1年なり、2年なり、栽培試験をやってみて選んでいくということで入っていないものもあります。

○土肥分科会長 そこが、今後追加されるということになりますね。

御出席の委員の方々から、それぞれ御専門の分野に関しましてコメントをちょうだいしたんですけれども、全体のコメントをお聞きになりまして、また御意見がございましたらお出しただければと存じますが、いかがですか。

どうぞ。

○小池委員 先ほど、標準品種がございましたね。それで聞きたかったのですが、いわゆる重要形質とリンクする代表的な品種を、例えば将来的にはインターナショナルに対応できるということになりますと、問題は、その標準品質の形質が日本の品種、作物によってかなり違うと思うんですけれども、例えばヨーロッパや世界の先進国での標準的な品種まで加えていくのか、国内の品種だけで、ちゃんと試験をやったもので入れるのか、その辺の考えはどういうふうに……。

○石川課長補佐 花については、できるだけ——EUは種類別に1カ所で試験をやっているんですね。そこと揃えたいとは思っているのですが、御指摘のように、場所によって、必ずしも同じような形質が出ないので、それはデータをお互いに交換しながら適切なものを選んでいく。それで、オランダ等の考えでは、必ずしも合わせる必要はない。各国で入手しやすく、同じような特性値のものを選べばよいということですので、全部、標準品種をそろえるということは考えていません。

あと、作物と、例えば稲とかについては実態上も無理ですし、野菜についても、かなり利用面の違い等がありますので、そういうことも考えながら、必要であればデータ交換をしながら調整はしますが、基本的に各国で入手しやすい指標となるものを入れていくことになると思います。

○土肥分科会長 桃木委員どうぞ。

○桃木委員 私は、やはり組換え植物が気になるんですけども、こういう作物というのは、アメリカでは耐病性とか農薬の耐性品種なんかが出ていますね、たくさん。そういうものに対しての対応とか、それから国、65カ国も入っているUPOVですか。そういう条約の中で、これから新しい方向を向いていくとすると、やはりできてくるものは、新しい組換えの植物もたくさんできてくると思う——たくさんはできてこないでしょうけれども、長年かかりますから。でも、そういうものに対応するものがないというのも、ちょっと変だなと思ったんです。

それで、私は作物関係でも全部ひっくるめる、花だって、遺伝子を抜いて白くしたりするものもあるわけですから、そういうものに対して、どういうふうに品種の特性とか、そういうものを合わせるのだろうと、ちょっと、それが一番気になっているところです。

○浅沼審査室長 育種の方法が、遺伝子組換えであろうが、普通の交配であろうが、でき上がった植物の形質で見ますので、そのところは、多分、でき上がった結果が同じであれば同じものと判断される、区別性ないと判断されてしまいます。

ただ、遺伝子組換えの場合では、特許のほうでも多分、特許権をとったりすることがあると思います。品種保護と特許法は二重保護が認められておりますので、まずは特許権をとる。それで、特許権をとった方法で育成された植物は育成者権が及ばなかったりとか、その仕分けがされておりますので。

あと一方、我々のほうに依頼があれば、例えば新しい色が入ったとか、そういうことで区別性があれば、遺伝子組換えはどうかというのは別にして、そういうものの区別性を見ます。

ただ、審査をするときの栽培試験とかに、まだカルタヘナ法の承認をとっていないような段階であると、我々も審査がとまったり、ちょっと審査ができないような状況にはなりますけれども、そういった点、育種方法については、余り審査の上では考慮されない形で進みます。

○桃木委員 審査の方法ですけども、特に開放試験や栽培試験なんかは、非常に厳しい状態に置かれている場合、そういうようなところでは、やはり考えていただいて、そういうものも出てくる、門戸を開いてくださるのだろうかということも気になるんですけど。

○浅沼審査室長 実際には依頼は受け付けていますし、登録されているものもあります。

ただ、施設の問題で、承認が得てからでないといけなかったり、施設の中で栽培試験ができるのであれば、施設のほうの順番待ちになったりとかしますが、実際にカーネーションとかで使うことがありますので。

○石川課長補佐 法律が全く別なので、そちらの要件をクリアして、開放系にリリースできるような状態になってから栽培試験を始めるということです。

○土肥分科会長 よろしゅうございますか。

○桃木委員 はい。

○土肥分科会長 今回、重要な形質の見直しということで、先ほど御説明がございましたように、UPOVのテストガイドラインに準拠して 61 種類、今回見直すと。それで、まだ実は 101 種類、今後見直しを続けていかなければならないということがございます、今回の見直しで残っているものもあるわけですね。したがって、61 種類のUPOVにそろえた重要な形質に関する見直し等、残りについては、従来からあるものについて、当分の間、これを置いておかなければなりません。こういう形で、新しい 61 と見直さない従来からの審査基準もさらに使うという形での重要な形質の見直しの基本的なこういう考え方について、本種苗分科会で御了解がいただけるのかどうか、この点をお伺いしたいんですけども、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○土肥分科会長 ありがとうございます。

それでは、どういう形の諮問に対する答申になるのか、一つ案を御紹介いただけますか。

○伊藤種苗課長 今、お手元に案を配付させていただいております。

それでは、読み上げさせていただきます。

番号等につきましては、別途決裁が必要でございますので、後ほど入るということがございますが、本日付になりまして、農林水産大臣あてに農業資材審議会長から出されるということでございます。

種苗法第 2 条第 7 項の規定による重要な形質の指定について（答申）

平成 20 年 2 月 6 日付 19 生産第 7398 号をもって諮問のあった標記の件については、妥当であると認める。

以上でございます。

○土肥分科会長 今のような答申文でございますけれども、よろしゅうございますね。

〔「異議なし」の声あり〕

○土肥分科会長 ありがとうございます。

あと、本日の委員会で各委員からいろいろ御意見をちょうだいしておりますので、事務局においては、ただいまの意見を受けとめていただいて、また今後、進めていただければと存じます。よろしく申し上げます。

○伊藤種苗課長 本日、答申をいただいたところでございます。

ただ、1点だけ説明させていただきたい点がございます。

それは現在、本件につきましては一般の方々からの意見募集、パブリックコメントをかけてございます。これの期限が2月19日までということでございます。我々といたしましては、その中で重要な意見、あるいは今回の御答申の内容に関係するようなものがある場合には、当然ながら、それも盛り込んでいく必要があると考えているところではございますけれども、その場合には、また別途、先生方のほうに、何らかの形でお諮りをしながら、場合によりましては、その内容の見直しも含めて御相談をしたいというふうには考えてございます。

ただ、いずれにしましても、現在、パブリックコメント中ではございますが、今のところ、特段大きな意見が戻ってきていないという状況ではございます。

以上でございます。

○土肥分科会長 ありがとうございます。

(3) その他

○土肥分科会長 それでは、その他として議事予定がございましてけれども、この点は、伊藤さんのほうから御説明がありますか。

○伊藤種苗課長 それでは、前回の本分科会以降に、種苗法あるいは育成者権保護の関係で幾つか具体的な動きがございまして、それを資料5及び資料6に基づきまして、私のほうから2点、御説明させていただきたいと存じます。

まず、お手元の資料5でございます。後ろのほうにございましてけれども、「種苗法の一

部を改正する法律」、こちらのほうが成立、施行になってございます。

具体的には、一番後ろの4ページをごらんいただければと思います。

まず現状でございます。これは、先ほど室長のほうから御説明させていただきましたように、登録品種は年々増加するというので、この種苗法に基づきます育成者権保護の制度は定着してきているところではございますけれども、片や、(2)にございますように、育成者権の侵害が急増してきているというようなことがございます。

この背景といたしましては、現行の制度、この種苗法改正前の制度では、なかなか侵害に対する抑止力が十分働かずに、損害回復が進まないような状況があったのではないかという問題意識でございました。

具体的には、その右側のところに、これは一昨年に行いましたアンケート調査でございますが、権利侵害への対抗措置につきまして、実際に育成者権を持っておられます方々に対する結果といたしまして、「権利侵害を受けたことがありますか」ということに対しまして、約3分の1の方々が、何らかの権利侵害を受けたことがあるというお答え、さらに、「どのような対抗措置をとりましたか」ということに対しましては、何もしていないといったような方が4割にもものぼっておられる。あるいは具体的には、民事・刑事の訴訟まで至るといえるのは、その赤の部分でございますが、極めて少ないというように、なかなかこの種苗法の、特に法律的な措置につきましては使いにくいような制度があったのではないかとこともございます。

また、(3)にございますように、我が国の登録品種が中国・韓国等に、ある意味、違法な形で持ち出され、それが逆輸入されるというような侵害も顕在化してきたといった背景がございました。

ということで、下の改正の概要でございますが、今回、大きく3つのことを改正いたしました。

まず一番左側でございますが、「権利侵害に対する救済の実効性の向上」ということで、これは、具体的には民事訴訟におきます訴訟上の救済を円滑化するということで、特に観点といたしましては、この裁判におきまして訴えた側、これは多くは、いわゆる育成者権の侵害を受けた育成者側ということになりますけれども、それに対しまして、訴訟が進めやすいような形での幾つかの特則を設けたということでございます。

詳細は割愛させていただきますが、例えばということで、損害額の算定方法につきまして、それが侵害品の譲渡数量に正規品の利益を乗じるということで損害額と見なすという

ような規定を追加するでありますとか、あるいは権利侵害に対するやりとりの中で被告の説明義務を加える等の特則を加えるというものでございます。

また、真ん中のところでございますが、「故意の権利侵害への抑止」ということで、これは刑事罰に当たります。これに対しまして、罰則の引き上げということでございますが、改正前までは、個人が懲役3年以下等、そこにごございますような形であったものを、改正後は、個人が懲役10年以下及び罰金1000万円以下ということで、これは、従来は「又は」でございましたが、「及び」ということで両方かけることが可能になっております。また、法人は罰金3億円以下ということです。このように窃盗罪の重い罪に匹敵するような罰則まで引き上げたということでございまして、ほかの特許あるいは著作権等の罰則にこれで横並びがとれたということでございます。

また、一番右側でございますが、もう1つの観点は「品種登録表示の信頼性確保」という意味で、これは、いわゆる意図せぬ形での権利侵害といったようなものが起きないようにということもねらって、表示の適正化を図ってまいるということでございます。

具体的には、虚偽の品種登録表示の禁止ということで、登録品種でもない種苗について、あたかも登録品種であるような表示、あるいは紛らわしい表示を付することを禁止するというもの。あるいは、努力義務ではございますけれども、登録品種の種苗に登録品種である旨の説明、具体的には登録品種済みという言葉、あるいは登録品種番号何番といったようなことを付するということに関係者に求めていくというものでございます。

このような内容の法律改正につきまして、さきの通常国会で審議がされ、昨年5月11日に国会成立、かつ昨年12月1日にこれが施行されたというものでございます。これが法律の改正でございます。

次に、国際関係の動きでございますけれども、資料6のほうをごらんいただきたいと存じます。これも、1枚めくっていただきますとポンチ絵が出ておりますので、ポンチ絵に基づきまして御説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、先ほど審査室長のほうから御説明させていただきましたとおり、現行は品種保護の制度、これはUPOVという国際同盟のもとで協力が進められている、同じような制度が進められているわけでございますけれども、特に東アジア、これは東南アジア及び中国・韓国・日本のおきまして、やはりきちっと協力を行っていく必要があるといったような問題意識に基づくものでございます。と申しますのは、中国・韓国あるいは東南アジアにおきましても、なかなかその制度自身の整備が円滑に進んでいない。

あるいは中国等におきましては、UPOV同盟の古い条約にしか加盟しておりませんので、例えば、すべての品種が対象になっていないでありますとか、あるいは具体的な運用面においてもまだまだであるといったようなこと、東南アジアにおいては、まだまだUPOV同盟に加盟している国も少ないといったような問題意識がございます。

ただ、外交ルート等でこれを一方的に要請いたしましても、なかなかそれぞれの国の審査でありますとか、運用についてのポテンシャルは上がらないということもありまして、そういったような整備が進んでいないということもございますので、よって、東アジア全体でこれを協力していこうということもございます。

具体的には、右側の「実現に向けた道すじ」というところに書いてございますが、「東アジア植物品種保護フォーラム」というものを立ち上げたいということもございます、これは具体的には、ASEAN+3の植物品種を担当する政府のハイレベルの者による常設的な意見・情報交換の場を設定するということでございます。これにつきましては、昨年10月末にASEAN+3の農業大臣会合で我が国政府から提唱いたしまして、参加国から支持を得られたということで、本年の7月に第1回会合を開いていくということもございます。

かつ、このフォーラムは年1回の会合にとどまらずに、フォーラムに基づく多様な協力活動を具体的に展開するというので、具体的な活動を伴う運営にしたいということでもあります。

具体的には、大きく3つございます。植物品種保護に関する制度・運営能力の向上、それと審査・登録の共通化、これは、本日御審議いただきました内容にも沿っているところでございますけれども、いわゆる審査基準を各国で統一していく。さらには、後々は栽培試験の方法あるいは出願方式の統一といったようなところもねらってまいりたいというふうに考えてございます。

また、権利行使のための各種の情報交換、あるいはDNA分析技術の協力等を進めていくということで、最終的には、このUPOV、世界レベルでのシステムに適合した調和をアジアの中で実現していく。さらに将来的には、アジアの知財共通システムの構築を模索していくといったようなことをねらった活動を立ち上げたところでございます。

以上、私のほうから、大きく国際並びに法律改正につきまして、この間の動きを御紹介させていただきました。

以上でございます。

○野村種苗管理センター理事長 種苗管理センターの理事長をやっております野村でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから、資料7に基づきまして、独立行政法人整理合理化計画の概要につきまして御説明したいと思います。

御案内のように、昨年6月の「骨太方針2007」で101のすべての独立行政法人について、ゼロベースで見直しするという形が決まりまして、有識者会議等の検討を踏まえまして、昨年の12月24日に整理合理化計画が閣議決定されました。特に、種苗管理センターの関係につきまして簡単に御説明したいと思います。

めくっていただきますと、「独立行政法人整理合理化計画」というポンチ絵がありますが、大きく2つに分かれておりまして、左側に個別法人の見直しという個々の法人ごとに書かれた見直しと、それから、右側にありますような横断的事項の見直しというものがあります。

それで、個々の法人の見直しは、法人の廃止・民営化、これは6法人。それから法人の統合、実は、ここに種苗管理センターが関係してきます。あと非公務員化、事務・事業の見直し、これは、種苗管理センターも一部かかわっております。

それから、横断的事項につきましては、業務運営の効率化ということでいろいろ新聞等でも問題になりましたように、随時契約の徹底見直しとか、保有資産の売却、あるいは官民競争入札等の導入等々、それから、業務運営の自律化等の中身になっています。

種苗管理センターの個別の見直し事項でございますが、その次の2ページに書いてございますけれども、基本的に、種苗管理センターは第2期に移行するに当たりまして、第1期中期計画、中期目標終了時の見直しを17年度に行っておりまして、18年度に大きく変えております。

そういう意味で、余り第2期の計画が大きく変わってはいないのですが、1番は、今申し上げました統合の話であります。中ほどの組織の見直しのところを見ていただきますと、「農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結びつけるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し、統合する」という形になっております。統合時期は、平成23年4月という形になっておりまして、今、ちょうど具体的な統合に向けまして準備を開始したところであります。

この統合によりまして、実は農業生物資源研究所は、まさにジーンバンクの母体でござ

いまして、種苗管理センターが行っておりますサブバンク機能との連携の強化とか、あるいは生物資源研究所はDNA分析では、まさに我が国で、農業関係では1番でございますので、そういうDNA分析技術の活用によりまして、私どもが行っております品種判別能力の向上というような相乗効果の発揮が図れるよう、今から努めていきたいと思っております。

一方で、実はこの生物資源研究所というところは新品種の育成も一部行っておりまして、これは重イオンビーム等の照射におきます放射線育種も行っております。そういうことで、統合後は、統合法人はみずからが新品種の登録を行って、育成者の立場にもなるという形になります。そういう意味で、植物新品種の登録審査の中立性を担保するというためには、私どもが今行っております栽培試験業務という業務と、それから、生物資源研究所が行っております新品種の育成の2つの部門を明確に区分する必要がある、このように思っております。今から具体的な組織の見直し等を行っていくわけでございますが、その辺のところは留意しながら、3法人の統合効果を発揮できるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかのところは、第2期に入っていたこととか、それほど大きいことではございませんので省略させていただきます。

以上であります。

○土肥分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの資料5、6、7の3つの点について、御質問、御意見等ございましたら、どうぞお願いいたします。

特にございませんか。資料5は法改正の点でございますし、6は東アジア植物品種保護フォーラム、これは、本日の重要な形質の審査基準の見直しにもつながって、審査協力に関係するところでございますけれども、この点。それから、最後は独立行政法人種苗管理センターの今後の変更の点について御説明がございましたが、特にございませんか。

ないようでございますので、若干、時間としては少し早いかもしれませんが、これでよろしいですか。

それでは、本日の分科会はこれで終了させていただきたいと存じます。

あとは事務局にお任せをいたします。

閉 会

○伊藤種苗課長 本日は、まことにありがとうございました。

本日承りました御意見につきましては、今後の我々の種苗行政の中に十分に生かしてまいりたいというふうを考えてございます。

とりわけ、きょうの見直しの件でございますけれども、我々といたしましては、UPOVという国際的な基準にそろえるというようなこと、これを大きな目標といたしまして案を出させていただいたところでございます。

ただ、当然ながら、我が国のそれぞれの事情あるいは今後のいろいろな技術の進展等に伴いまして、新しい形質なりを見ていかななくてはいけないということもあろうかと思えます。

よって、これは当然ながら最終的な形ではございませんので、日々、我々としても、これに必要な見直しを加えたいというふうにも考えてございますので、ぜひとも、この審議会の場は当然ではございますけれども、この間におきましてもお気づきの点があれば、どしどし我々のほうに御意見等を賜れば、まことにありがたいということを考えている次第でございます。

以上、本当に本日は、天候の悪い中をお集まりいただきまして、忌憚のない御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

—了—